

# 菊陽中部小学校PTA会則

## 第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、菊陽中部小学校PTAと称し、事務局を菊陽中部小学校に置く。

## 第2章 目的

第2条 本会は、保護者と教師が協力し合い、相互の研修と親睦を深め、家庭及び地域社会の連携を密にし、児童の幸福と教育を守り、健全な成長を図ることを目的とする。

## 第3章 方針

第3条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育並びに福祉のため活動する他の団体及び機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とするような行為をしない。
- (3) 本会、または本会の会員の名で公私の選挙に関与しない。

## 第4章 事業

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、事業を行う。

- (1) 児童の健全教育を図るため、会員相互の研修に努める。
- (2) 家庭と学校の緊密な連絡により、児童の生活指導に努める。
- (3) 児童のため、家庭・学校・地域社会の教育環境の整備充実に努める。
- (4) 学校行事の効果的実施に協力する。
- (5) その他、本会の目的を達成するために、必要な諸事業を行う。

## 第5章 会員及び会員の権利事務

第5条 本会の会員は、菊陽中部小学校に在籍する児童の保護者及び本校の教職員をもって組織する。

- (1) 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。
- (2) 会員は、会費を納めるものとする。

## 第6章 役員等

第6条 本会に次の役員・委員を置く。

(1) 役員

会長	1名
母親部長	1～3名
総務運営委員長	1～2名
副会長	2～7名（P 1～6・T 1）
書記	3～5名（P 2～4・T 1）
会計	1～2名
委員長	8名以上
顧問	若干名（必要に応じておくことができる）

※なお、地域の情勢などが大きく変化するなどの事情がある場合は、上記の限りではない。

(2) 委員

地区委員（委員会とは別に地区により給食費徴収委員を設ける）

選考委員

学級委員

人権委員

環境委員

広報委員

体育委員

イベント委員

(3) 監査

第7条 役員を選出は、次の通りとする。

(1) 会長は、立候補とする。また、会員からの推薦も可とする。この場合、会長が推薦された候補者へ交渉を行う。ただし、立候補がない場合は、選考委員が選考し、役員候補者を14～16名推薦する。総会の承認によって決定する。

(2) 立候補者が複数の場合は、総会時に会員の投票によって決定する。

(3) 総務運営委員長、書記、会計は会長が委嘱する。

(4) 顧問は、総会による承認されたものを会長が委嘱する。

(5) 以下の委員を、地区より選出する。

地区委員 若干名

選考委員 若干名

何れも、地区の状況に応じて兼務することができる。

(6) 以下の委員を学級より選出する。

学級委員	2名
環境委員	1名
人権委員	1名
広報委員	1名
体育委員	3～4名
イベント委員	5名以上

なお、イベント委員については、各学級でその他委員・担当になられていない方全員とする。  
また、何れも状況に応じて増減することがある。

(7) 監査は、選考委員から互選し、総会の承認を受ける。

(8) 過去に本校の執行部役員・会計・各委員長に選任された会員は、次年度より5年間、選出の対象外とする。(ただし、本人の意思により、再任を妨げないものとする。)

※なお、選出対象外期間については、地域の情勢などが大きく変化するなどの事情がある場合は、上記の限りではない。

第8条 本会の役員 及び 監査の任務は、次の通りとする。

(1) 会長は、本会を代表して会務を統括するとともに、各種の会議を招集する。

(2) 母親部長は、菊池郡市や菊陽町 P T A などの研修会や会議への出席、執行部の事務局的な役割を担う。

(3) 副会長は、会長を補佐し、会長不在時はその職務を代行する。また、各委員会の委員長とも協力して、委員会活動を円滑に進める役割を担う。

(4) 総務運営委員長は、P T A の運営上必要な事務を行う。主に総務運営委員会の議事進行や連絡網作成など、運営上必要な事務を行う。

(5) 書記は、各種会議の記録を行う。

(6) 会計は、本会の経理に関する帳簿を保管し、収支を明確にし、年度末に監査を受け、年次総会において会計報告をする。

(7) 委員長は、当該委員会の目的達成のため、委員会を組織し、副委員長を設置する。また、必要に応じて委員会を招集し、議決事項を会長に報告する。

(8) 監査は、会計事務について監査し、その結果を総会に報告する。

(9) 顧問は、必要に応じて会の運営について、会長の諮問に応じる。また、役員に対し、必要な助言や諮問等を行う権利を有する。

## 第7章 会議

第9条 本会の会議は、総会、役員会、委員会とする。

第10条 総会は、本会の意思を決定する最高の機関で、会員総数の過半数をもって成立（委任状含む）し、その決議は委任状を含めた出席者の過半数で決する。

第11条 総会は、年次総会 及び 臨時総会とする。  
年次総会は、年1回、前期始めに開く。  
臨時総会は、会長が必要と認めるとき、役員会の決議を得て開く。

第12条 総会は、次の事項を定める。  
(1) 年間事業計画の審議と承認  
(2) 事業報告の承認  
(3) 予算・決算の承認  
(4) 各委員長を除く役員・監査の承認  
(5) その他重要事項の審議

第13条 すべての会議は、出席者（委任状含む）の過半数の賛成で決する。

## 第8章 委員会

第14条 本会は、その目的を達成し、事業計画を遂行するため、次の委員会をおく。

- (1) 総務運営委員会  
総務運営委員会は、事業計画の企画運営全般 及び 啓発教育の推進にあたる。
- (2) 地区委員会  
地区員会は、各地区委員をもって構成し、児童の健全育成のため、社会生活 及び 地区の行事等における連絡調整を行う。また、各地区児童の給食費の納入に関し、納入が滞っている家庭に対して、必要に応じて、催促などを行うことができる。
- (3) 選考委員会  
選考委員会は、次年度のPTA役員候補者の選出を行う。内規は別途定める。
- (4) 学級委員会  
学級委員会は、学校教育に関する理解を深めるとともに、各学年・学級の連絡に協力する。また、会員相互の親睦と健康増進に努める。
- (5) 環境委員会  
環境委員会は、学校内の環境保全に関する企画運営 及び 参加に努める。
- (6) 人権委員会  
人権委員会は、子ども達の人権を中心においた学校教育の創造のため、会員相互の研修を企画運営し、会員の意識向上を図る。
- (7) 広報委員会  
広報委員会は、PTA各種行事の広報 及び PTA便りの編集・発行を行う。
- (8) 体育委員会  
体育委員会は、運動会 及び 体育関係行事を主体的に運営し、執行部の支援を行う。
- (9) イベント委員会  
イベント委員会は、イベント委員を統括し、中部小学校PTA・菊池郡市・菊陽町などが主催する研修会への参加やイベントなどの駐車場整理や支援など（例えば、授業参観の

駐車場整理や廃品回収の手伝いなど)の人員の割り振りや出欠確認、とりまとめなどを行い、会員研修の企画・運営なども執行部と連携して行う。

## 第9章 会計

- 第15条 本会の経費は、会費その他の収入によって支弁する。  
第16条 本会の会費は、総会によって金額を決定し、月額により納入する。  
第17条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第10章 災害補償

- 第18条 災害補償は、次の通りとする。
- (1) 会員については、熊本県PTA安全互助会制度に、本人の意思により加入するものとする。
  - (2) 会員の児童については、熊本県PTA災害見舞金制度に会員の意思により加入するものとする。
  - (3) 事業の実施及び行事等の参加については、事前に会長の承認を得ておくものとする。
  - (4) 会員について、学校活動中やPTA活動中の事故により、被害を受けた場合の補償は、被害内容や状況などを勘案し、支給の有無・金額等を執行部に、都度、審議・決定する。

## 第11章 雑則

- 第19条 本会の細則は、別に定め、必要に応じ、役員会の承認を得て改定できる。  
※ただし、会員に対し、著しく不利益となる改定はできない。

## 附則

- (1) 本会の旅費、交際費及び慶弔規程は、別途、細則に定める。
- (2) 役員会は、本会の会則に基づき、旅費・交際費等の内規を別途定めることができる。
- (3) 選考委員会は、本会の会則に基づき、内規を別途定める。ただし、地域の情勢等を鑑み、役員会より内規を改定できるものとする。
- (4) この会則は、平成14年5月1日より施行する。
- (5) この会則は、令和2年4月1日より改定し、適用する。ただし、役員選考に関しては、令和元年9月20日よりこの会則を適用する。

## 細 則

### 旅費規程

- (1) 各研修会に参加した場合、旅費を別途定める内規により支給する。
- (2) 各研修会への参加や P T A 関連活動により発生した費用については、実態を把握し、役員会が承認したものについて、実費を支給する。

### 慶弔規程

- (1) 本会員で結婚された場合の祝儀は、10,000円とする。
- (2) 本校児童と職員会員の1ヶ月以上に及び病氣やケガによる入院の場合の見舞いは、5,000円とする。
- (3) 本校児童死亡の場合の香典は、10,000円とする。
- (4) 本校児童死亡の場合、P T Aより10,000円相当の花輪を贈る。
- (5) 会員死亡の場合の香典は、5,000円とする（職員会員の配偶者を含む）。

### 表彰規程

- (1) 本会の活動に功績顕著な者並びに特に協力援助した者に対し、感謝の意を表すと共に、表彰を行う。
- (2) 被表彰者は、個人または団体とする。
- (3) 表彰は、原則として総会においてこれを行う。なお、特別な事情がある場合は、この限りではない。
- (4) 表彰は、P T A 会長、副会長、母親部長、書記、会計、総務運営委員長 及び 各委員長を継続して2年以上務めた者に贈る。
- (5) 特に P T A に功績顕著な者については、特別に表彰することができる。
- (6) 本校児童が教育活動 及び スポーツ活動などで、地方大会を経て、全国大会に出場した場合のお祝い金は、1団体あたり30,000円とする。

### 選考に関する規程

- (1) 選考委員会は、P T A 会則 第8章 第14条 第3項に基づき設置する。
- (2) 選考委員は、次年度の役員（22～26名）になることはできない。
- (3) 選考委員会規程については、別途定める。
- (4) 役員選出に関して、世帯数の大幅な増減など、地域の情勢や役員の負荷が過重になるなどの考慮すべき事象がある場合は、必要に応じて執行部にて状況を把握・審議し、その結果、役員選出免除に関して、本規約 及び 各地区での規約にかかわらず、全会員を選考対象とすることができる。

## 旅費内規

この規定は、菊陽中部小学校PTA会則 細則 旅費規程 第1項 及び 第2項の規定に基づき旅費の支給に関し、必要な事項を定める。

(旅費の種別)

第1条 旅費は次の通りとする。

- (1) 県外旅費
- (2) 県内旅費

(県外旅費)

第2条 県外旅費は、交通費 及び 宿泊費として、次の区分により支給する。

- (1) 交通費：菊陽中部小学校を出発地として目的地までの全路程を通算し、1 km当たり37円を支給する。この場合における距離の計算方法は、インターネット地図ソフトにより、距離検索 及び その他の機能を利用して行う。なお、公共交通機関での移動に関しては、実費を支給する。但し、新幹線等のグリーン車料金や飛行機のプレミアム席などの上位グレードの席に対する料金は自己負担とするが、特別な事情にて、やむを得ず利用する場合は執行部にて都度審議し、決定するものとする。  
また、やむを得ず、タクシーや代行を利用した場合は、実費を支給する。
- (2) 宿泊費：実費を支給する。但し、宿泊地域と時期などを考慮し、著しく高額と思われるものについては、役員会にて審議し、上限額の決定を都度行う。

(県内旅費)

第3条 県内旅費は、交通費 及び 日当として、次の区分により支給する。

- (1) 交通費
  - イ) 片道10 kmを超え50 kmまでは、一律1,000円を日当とは別に支給する。
  - ロ) 片道50 kmを超える場合は、県外旅費交通費に準ずる。
  - ハ) 公共交通機関での移動に関しては、実費を支給する。但し、新幹線等のグリーン車料金や飛行機のプレミアム席などの上位グレードの席に対する料金は自己負担とするが、特別な事情にて、やむを得ず利用する場合は執行部にて都度審議し、決定するものとする。
  - ニ) やむを得ず、タクシーや代行を利用した場合は、実費を支給する。
- (2) 日当：1日当たり別に定める日当内規に従い定額を支給する。  
なお、前項に定めるもののほか、宿泊を必要とする場合は、県外旅費に準ずる。

(町内旅費)

第4条 町内の旅費には、交通費は支給せず、日当のみ支給する。

(交際費)

第5条 県内外を問わず、各研修会への参加やPTA関連活動により、参加費や懇親会費等が必要となった場合は、実費を支給する。なお、参加内容等を考慮し、著しく高額と思われるものについては、役員会にて審議し、上限額の決定を都度行う。